

承認第4号

専決処分の承認について（関市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月9日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第6号

関市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

関市長 尾 関 健 治

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第18条中「から平成32年度までの」を「における」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令第39条第5項の規定により平成31年度及び平成32年度における第1号被保険者の保険料の額は、第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 25,650円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 42,750円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,590円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。